

いく、1対1の時間を持つなどに多くの回答がよせられた。選択肢にある精神里親やお泊まりについては、前者は今後社会資源が増加していけば実施増が見込まれるが、後者はこれを勤務体制に組み込むのか、職員の自発的なボランティアに依拠するのかについては議論が必要であろう。

(2) 虐待児童の治療

専門医を受診するが70施設(68.0%)、心理療法を受けるが18施設(17.5%)など専門的な方法で実施しているという回答が多く、被虐待児については、他の社会資源の協力の中で治療的な配慮がなされている。また、その児の精神的なケアとして、特別に手をかけるが68施設(66.0%)となっていた。

(3) 子どもがいうことをきかず泣き叫んでいるときの対応

「大声で怒鳴る」ことは「絶対がない」が19施設(18.4%)、「たたいてしつける」ことが「絶対がない」が51施設(49.5%)、「廊下に出したり小部屋に閉じ込める」ことは「絶対がない」が48施設(46.6%)、「強引に引きずる」ようなことは「絶対がない」が42施設(40.8%)、「泣き止むまで待つ」が「しばしばある」が24施設(23.3%)であった。

以上の結果は、大声でしかることは多いが、その他のことはたまにあるか、めったに無い、という結果となっている。「たまにある」と「めったに無い」との差がどの程度のものであろうか。このようなしつけの場合については、理念と実際が一致していない、あるいは理念部分でも共通理解がなされていないことが懸念された。乳児院の場合、子どもの年齢が低いことから、サービス提供における時間的余裕の確保とともに、実際的な対処技術の開発が求められるところであろう。

(4) 子どもへの言葉づかい

「言葉づかい」については、乱暴な言葉を使うことがたまにあるが26施設(25.2%)、けなす言葉を使うことがたまにあるが26施設(25.2%)等となっており、乳幼児への言葉づかいとして適切かどうかについて再度見直す必要がある。

(5) 授乳

「必ず抱いて飲ませる」が68施設(66.0%)、「時々抱いて飲ませる」が40施設(38.8%)となっていたが、保

育者が少ないにもかかわらずこれだけの結果が得られるということは、保育者が相当の努力をしていると言えるであろう。

(6) 保護者への挨拶

ほとんどの乳児院において、保護者の姿に気がついた保育者が、かならず気持ちよく「こんにちは」と挨拶しているという回答であった。

(7) 権利擁護についての努力

記述内容を大きく分けると、養育の見直し、保育者の自己点検、親の受容、施設運営とポリシーの確立、となっていた。実際の取り組みは、権利憲章の策定、権利についての学習会、サービス評価基準の導入などであった。

〔 結 語 〕

子どもの権利を擁護する視点のもとに、乳児院における見並びに保護者に対する適切な処遇が行われているかどうかを評価する基礎的な実態を把握するため、全国の乳児院を対象として、1) 処遇状況を把握するための生活アンケート調査、2) 説明と同意、苦情処理に関わる実態調査、3) 見並びに保護者の権利擁護に関わる実態調査を行った。

以下に、いくつかの総括的な考察を述べて、結語としたい。

1. 処遇状況について

処遇状況については、約10数年前に全国乳児福祉協議会が行った「生活アンケート」調査と比較すると、処遇内容は全体的に改善されつつあるとはいえ、処遇がかなり改善された乳児院と、旧態依然とした乳児院とに両極化しつつあるといった印象がある。今後とも子どもの最善の利益、その発達保障と権利擁護の視点のもとに、先駆的な努力を行っている乳児院例を参考に、処遇内容の一層の改善に向けて努力を重ねていくことが求められているといえよう。

一方、全国社会福祉協議会においては、「子育て基金」の援助を受けて、乳児院、児童養護施設並びに母子生活支援施設を対象として「児童福祉施設のサービス評価基準」の策定に取り組んでいるが、とくに、「処

遇評価」にあたっては、施設内における自己評価のみならず、第三者機関による評価のあり方についても今後検討していくことが望まれている。

2. 説明と同意について

医療の場においては、すでにインフォームド・コンセント（説明と同意）が定着しているが、これは、医師と患者との関係が、医療契約に基づく対等な関係にあるということを前提としている。そして、まさしく今日、遅ればせながら福祉の世界においても、「選択」と「契約」、つまりは「対等な関係」のもとでの「説明と同意」と「情報の開示」が求められてきたといえよう。

「情報の開示」については、全国乳児福祉協議会としては、乳児院のPRリーフレット「赤ちゃん命輝いて」を広く頒布したり、インターネット・ホームページで乳児院に関わる情報を一般に開示しているとのことであるが、個々の乳児院の情報も積極的に開示していくことが望まれる。

一方、個人情報としての「措置児」に関わる情報を保護者に開示すべきかについては、例えば、児童相談所からの「児童票」を開示の対象とすべきかどうか等複雑な問題があり、国や都道府県等との考え方の調整も必要な課題であろう。

しかしながら、基本的には、個人に関わる情報は「個人」に帰属しており、乳幼児の場合には、自分の子どもの情報開示を求める権利が保護者にあることに留意しなければならない。

乳児院においては、国、都道府県による行政処分としての措置制度が継続されるとはいえ、乳児院とその利用者（保護者）との関係は、基本的には対等な関係にあるということを改めて認識する必要がある。勿論のこと、虐待に関わる保護者や精神障害を有する保護者の場合には、乳幼児の権利擁護のために「親権の制約」という行政処分がなされることもある。しかし、そのような例はともかくも数多くの事例については、基本的には保護者との対等な関係のもとでの「説明と同意」「情報の開示」をめざして前向きに取り組んでいくことが求められている。

入所に当たっては、児童相談所はもとより、乳児院においても独自に、保護者に対して十分な「説明と同意」を行うことも不可欠な課題である。乳児院と保護者とは、再三述べるように、基本的には対等な関係に

ある。一方、虐待等の事例の場合には、行政処分として保護者と児との面会が制約・禁止され、あるいは外出・外泊が禁止される場合もある。このような場合には、行政処分を行った児童相談所と保護者との関係の中で問題を整理する必要がある。

措置の解除等については、保護者の意向を十分に受けとめながら、新たに導入された「家庭支援専門相談員」等が児童相談所とよく連携して、措置権者ともいえる児童相談所と協調しつつ保護者の理解を得られるように努力していくことが必要となろう。

3. 苦情への適切な対応

サービス、処遇の質を確保し、向上させていくためには、乳児院自らに不断的な努力が求められるが、同時に苦情の受け付けとその解決に向けた努力も求められている。当然のことながら、まずもって乳児院内に苦情の受皿を用意し、入所に当たっての「説明と同意」の際には、苦情の受皿があることのみならず、苦情処理の手順についても説明することが必要である。

乳児院内での苦情の受皿としては、例えば苦情等についての「ご意見箱」を設置し、定期的に内容を確認すること、同時にその苦情の処理方式を確立することが不可欠となろう。また、直接、苦情を申し立てることのできる窓口も必要である。その窓口としては、乳児院内で比較的客観的立場にある職種が望ましく、施設長がその役割を担うこともあろうが、新たに導入された「家庭支援専門相談員」がその役割を担うのも一つの方法である。

直接面談にて苦情を申立られた場合には、その苦情の内容を十分に聴取し、記録に残すことが大切である。また、苦情を聴取する際には、極力客観的な立場にたって、その内容にはすぐに反論せず、「検討させていただきます」とワンクッションをおくことが肝要である。

苦情には、それを受けとめてもらうことだけで解決してしまうといった事柄も多く、自己防衛的にその場で回答したり反論することは、かえって問題をこじらせたり逆効果になることもある。

「ご意見箱」に寄せられた苦情や直接、苦情窓口を通して訴えられた苦情に対して、問題を整理し、より客観的に問題解決に当たっていくためには、各乳児院内に「苦情対策委員会」を設置していくことが必要となる。委員会は、施設長をはじめ、家庭支援専門相談員、主任クラスの保母や看護婦等で構成し、利用者の

立場に立って苦情を審理した上で対応していくことが求められている。

また、この乳児院内に設置した「苦情対策委員会」に、外部委員も参加してもらい、第三者を含めてより客観的に対応していくことも求められるている。そういう意味では、市町村社協、あるいは都道府県社協に「苦情処理委員会」を設立して対応することも一つの選択肢と思われる。

大切なことは、苦情に対する「窓口」を乳児院内のみならず、乳児院外にも設置し、保護者が窓口を自由に選択できるようにすることであろう。

「苦情」というのは、その当事者にとって「苦情」

と感じたときに、その内容を問わず「苦情」となるのであり、その一つ一つに対してきちっと対応しなければならないということを原則とし、利用者の立場に立った問題解決に努めていくことが期待されている。

今後、調査研究に協力していただいた「全国乳児福祉協議会」に本報告を報告し、乳児院における処遇改善、処遇評価、保護者への説明と同意、苦情処理、権利擁護のあり方等に生かしてもらえれば幸いである。

調査研究にご協力をいただいた全国の乳児院に深く感謝を申し上げます。

〔資料〕

調査1 〔処遇調査：子どもの生活アンケート〕

- 施設名（ ） ●都道府県（ ）
●定員（ 名） ●暫定定員（ 名）
●在院児数（1月1日現在）（ 名）
●記入者の職種（○印）・
1 施設長 2 家庭支援専門相談員 3 主任保育士 4 婦長
5 その他（具体的に ）

1. 居室（保育単位）の構成についてお答えください。

- 1) 全体をいくつの居室（子どもと保育者が固定している保育単位）に分けて保育をしていますか。
（ 室）
- 2) 各居室（保育単位）の定員は何名ですか。
定員は（ 名 ～ 名）
- 3) 各居室（保育単位）で、通常、昼間はさらにグループ分けをしていますか。（○印）
1 している 2 していない

2. 食事（1歳6カ月頃の子どもについて）

- 1) 食事開始時刻 朝（ 時 分頃から）
昼（ 時 分頃から）
夕（ 時 分頃から）
- 2) 食事の時刻について変える必要があると考えていますか。（○印）
1 変える必要がある 2 変える必要はない
- 3) 過去2年間に食事時刻を変えましたか。（○印）
1 変えた（どのように ）
2 変えていない

3. 入浴（1歳6カ月頃の子どもについて）させるとき、保育者も一緒に入りますか。（○印とその理由）

- 1 はい
イ はだかで □ 水着で ハ その他（ ）
（その理由： ）
- 2 いいえ
（その理由： ）

4. 子どもが電車・バス・自動車に乗る機会（遠足など保育計画として行い、乳児院から費用が出たり、自動車を出してもらえる場合。ただし、病院への通院などは除く）はありますか。（○印）

- 1 ある 2 ない

「ある」場合、その内容を例を参考に具体的にお書きください。

（例）「バスで遠足を年2回行う。そのほか月1回保育者と乗物を使って外出できる」

- 年 回位
具体的な内容：
●月 回位
具体的な内容：

5. 保育者による個別的な、業務としての子どもとの外出についてお答えください。
(職員ボランティアとしての外出ではなく、業務として位置づけられた外出についてお答えください。尚、病院等への通院は除外し、複数の子どもとの外出は除外します)

- 1) 個別的な外出は、(○印)
- 1 認めていない
 - 2 認めている (○印)
 - イ 施設長等がそのつど判断する □ 自由に
- 2) 施設長等が判断する場合、制限や基準はありますか。
- 1 ない
 - 2 ある
(具体的に _____)
- 3) 外出を認めている場合、児童相談所に連絡しますか。(○印)
- 1 はい 2 いいえ
- 4) 過去2年間に、外出で事故が生じたことがありましたか。(○印)
- 1 なかった
 - 2 あった (具体的に _____)

6. 保育者によるボランティアとしての、個別的な子どもとの外泊についてお答えください。

- 1) 外泊を (○印)
- 1 認めていない
 - 2 認めている (○印)
 - イ 施設長等がそのつど判断する □ 自由に
- 2) 施設長等が判断する場合、保育者による外泊の制限や基準はありますか。例を参考に具体的にお書きください。(例)「家族と同居している保育者にかぎり認める」
- 3) 外泊を認めている場合、児童相談所への連絡をしていますか。(○印)
- 1 連絡していない
 - 2 そのつど連絡している
 - 3 入所する際や定期的な情報交換の際に調整している
- 4) 過去2年間に、外泊で事故が生じたことがありましたか。(○印)
- 1 なかった 2 あった (具体的に _____)
- 5) ボランティア保険など、事故保障の規定はありますか。(○印)
- 1 ない 2 ある (具体的に _____)

7. 親元への外出・外泊についてお答えください。

- 1) 外出：原則として (○印)
- 1 認めていない
 - 2 認めている (○印)
 - イ 児童相談所と協議して □ 施設長の判断で
- 2) 外泊：原則として (○印)
- 1 認めていない
 - 2 認めている (○印)
 - イ 児童相談所と協議して □ 施設長の判断で
- 3) 外泊を認めている場合、基準はありますか。例を参考に具体的にお書きください。
(例)「面会がほぼ定期的にある」「母親の精神状態が安定した」

- 4) 外泊を認めている場合、届け出用紙に記入してもらいますか。(○印)・
 1 はい 2 いいえ
- 5) 外泊中の生活記録(睡眠、食事、遊びなど)をつけてもらっていますか。(○印)
 1 はい 2 いいえ
- 6) 外泊ごとに児童相談所に連絡をしますか。(○印)
 1 はい 2 いいえ
- 7) 過去2年間、親元への外出や外泊時に事故がありましたか。
 1 なかった
 2 あった(具体的に)
- 8) 事故があった場合、その処理はどのようにしましたか。具体的にお書きください。
8. 行事について、該当するものに○印をおつけください。
- 1) 親を招待している行事はどれですか。(複数回答可)(○印)
 お誕生会 運動会 遠足 クリスマス会 ひなまつり こどもの日 その他()
- 2) 地域と交流している行事はどれですか。(複数回答可)(○印)
 お誕生会 運動会 遠足 クリスマス会 ひなまつり こどもの日 その他()
- 3) 地域交流をかねた行事をしていたら、具体的にお書きください。
 (例)「お祭り」「老人ホームとの交流」など
9. 担当保育制(受け持ち保育制)について
- 1) 担当保育制(受け持ち保育制)をとっていますか。(○印)
 1 とっている 2 記録だけ担当児 3 とっていない
- 2) 担当制をとっている場合、担当保育者は原則として(○印)
 1 退院するまで代わらない
 2 居室(保育単位)が移るたびに代わる
 3 その他(具体的に)
10. 子どもの着るものや玩具など、個別化(私物化)していますか。(○印)
 1 いいえ 2 はい(○印)
 イ ロッカーなどのいれもの □ 衣類のみ
 ハ 衣類と玩具 ニ その他()
11. 入所当初の隔離についてお答えください。
- 1) 入所してきたときの隔離をしますか。(○印)
 1 隔離している 2 していない
- 2) 隔離している場合、その期間は原則として()日間)
- 3) 隔離する部屋は(○印)・
 1 隔離室 2 観察室 3 病室 4 ベッド上の生活
 5 その他()
12. 男性保育士や看護師についてお答えください。

1) 現在、男性保育士や看護師がいますか。(○印)

男性保育士 1 いる 2 いない
男性看護師 1 いる 2 いない

2) 男性保育士を 1 採用したい 2 採用は考えていない
男性看護師を 1 採用したい 2 採用は考えていない

3) 男性保育士の業務について考えがありましたらお書きください。

13. 現在、心理指導員がいますか。(○印)

1 いる (○印)
イ 常勤 □ 非常勤
2 いない (○印)
イ 採用したい 2 採用は考えていない

14. 現在、家庭支援専門相談員を配置していますか。(○印)

1 いる (○印)
イ 常勤 □ 非常勤
2 いない
いない場合、家庭支援専門相談員を (○印)
1 採用したい
2 採用は考えていない

15. 平成10年度(10年4月～11年3月)の保育者の研修参加の実態についてお答えください。

1) 施設内での研修 (○印)

1 とくに行っていない
2 行っている
年間の回数は 回
平成10年度の直接処遇スタッフ(保育士・看護婦)数
人(B)
一人当たりの平均参加回数 $A \div B = ()$ 回

2) 実施した施設内研修のテーマ(複数回答可)(○印)

- 1 子どもの心の発達と保育
- 2 子どもの身体発育と保育
- 3 子どもの病気の理解(観察、看護、薬の効果・副作用などを含む)
- 4 子ども虐待
- 5 子どもの権利擁護
- 6 親の心理と対応(精神障害を含む)
- 7 児童福祉制度、その動向
- 8 子どもの事故防止
- 9 職員の自己理解
- 10 その他(

3) 施設外の研修

イ. 全国乳児院研修会(秋)
1 職員が参加した (計 名)(T)
2 派遣しなかった

ロ. 乳児保育セミナー(冬)
1 職員が参加した (計 名)(U)
2 派遣しなかった

ハ. ブロック研修会

- 1 職員が参加した (計 名) (X)
- 2 派遣しなかった

ニ. 県レベルの児童福祉施設関係の研修会

- 1 職員が参加した (計 名) (Y)
- 2 派遣しなかった

ホ. その他の研修会

- 1 職員が参加した (計 名) (Z)
- 2 派遣しなかった

ヘ これらの研修会への平均参加回数

延べ参加人数は 人
 $(M) = (T + U + X + Y + Z)$

平成10年度の直接処遇スタッフ(保育士・看護婦)数は
人 (B)

一人当たりの平均参加回数 $M \div B = ()$ 回

4) これらの研修会への参加は、平等かつ計画的に行われていますか。(○印)

- 1 平等かつ計画的(初任者・中堅・ベテラン等の経験に配慮したり、集中研修への参加を考慮したりしている)
- 2 必ずしも平等かつ計画的に行われていない
- 3 その他(具体的に)

5) これらの外部の研修会に参加した方は、後日職場において「伝達研修」を行っていますか。(○印)

- 1 行っていない
- 2 簡単な報告をしている
- 3 レジメ等を用いてきちっと職場内研修として報告している

5) 今後、必要だと考えられる研修テーマ(複数回答可)(○印)

- 1 子どもの心の発達と保育
- 2 子どもの身体発育と保育
- 3 子どもの病気の理解(観察、看護、薬の効果・副作用等)
- 4 子ども虐待
- 5 子どもの権利擁護
- 6 親の心理と対応(精神障害を含む)
- 7 児童福祉制度、その動向
- 8 子どもの事故防止
- 9 職員の自己理解
- 10 その他()

16. 児童相談所への連絡や相談は主にだれがしますか。(○印)(複数回答可)

- 1 施設長
- 2 家庭支援専門相談員
- 3 婦長
- 4 主任保育士
- 5 受け持ち保育者
- 6 その日の責任番
- 7 書記
- 8 その他()

17. 保護者への連絡は主にだれがしますか。(○印)

- 1 施設長
- 2 家庭支援専門相談員
- 3 婦長
- 4 主任保育士
- 5 受け持ち保育者
- 6 その日の責任番
- 7 書記
- 8 その他()

18. 措置変更のとき、児童養護施設との交流をはかっていますか。(○印)

- 1 事前に子どもをつれていく
- 2 事前に児童養護施設の職員にきてもらう
- 3 とくにはしていない
- 4 その他 ()

19. 親向けの「園だより」や個別の「おたより」についてお答えください。

1) 「園だより」を作成して、親に送ったり、面会の際に渡していますか。(○印)

- 1 作成して送ったり渡している
- 2 そのようなことはしていない

2) 個別の「おたより」を担当保育者(受け持ち保育者)が書いて親に送ったり、面会の際に渡していますか。(○印)

- 1 作成して送ったり渡している
- 2 そのようなことはしていない

調査2 [説明と同意・苦情処理・権利擁護]

●施設名 () ●都道府県 ()

●定員 (名) ●暫定定員 (名)

●在院児数(1月1日現在) (名)

●記入者の職種 (○印)

- 1 施設長
- 2 家庭支援専門相談員
- 3 主任保育士
- 4 婦長
- 5 その他(具体的に)

「説明と同意」

1. 入所に際して、保護者に対して「説明と同意」(十分な情報を提供するとともに、相手の同意を得る)を行っていますか。(○印)

- 1 行っている
- 2 行っていない

「行っている」に○印をつけた場合、主にどの職種が担当していますか。(○印)

- 1 施設長
- 2 ケースワーカー
- 3 家庭支援専門相談員
- 4 主任・婦長
- 5 担当者
- 6 その他(具体的に)

2. 「説明と同意」は、どのような方法で行っていますか。(○印)

- 1 口頭のみで説明
- 2 書面を渡すのみ
- 3 書面を渡し説明
- 4 書面を渡し、書面に同意のサインをもらう
- 5 その他(具体的に)

3. 入所して受けるサービスの内容について、説明している項目に印をおつけください。
必ず説明している項目に◎印、必要に応じて説明している項目に○印(複数回答可)

- 1 措置を含む入所手続き上のこと
- 2 入所期間
- 3 退所についての手続き、家庭引取りの要件
- 4 入所に関わる子どもの身体的・心理的な変化に対する理解

2. 十分な説明を行い、同意をとるよう努力したにも関わらず、保護者から同意が得られなかった場合、どのように対処しますか。(○印)

- 1 子どもの最善の利益を考え、同意がとれなくても施設長の判断で実施する
- 2 児童相談所と相談し、保護者に働きかけてもらう
- 3 保護者の意向に従う
- 4 その他の方法(具体的に)

3. 例えば、保護者が虐待者であったり精神疾患等のため、同意を得ることが著しく困難な場合は、どのように対処していますか。具体的にお書きください。

4. 入所に際し、措置制度(家庭復帰や措置解除、措置変更、措置停止等の手続き等)について説明し、その再確認を保護者に行っていますか。(○印)

- 1 行っている
- 2 行っていない

[苦情処理]

1. 乳児院に「ご意見箱」あるいは「苦情箱」などを設置していますか。(○印)

- 1 ある
- 2 ない

2. 保護者等が直接苦情を申し立てることの出来る窓口(担当者)をきめてありますか。(○印)

- 1 ある
- 2 ない

窓口が「ある」に○印をつけた場合には、以下にお答えください。

1) 窓口となっている職種に○印をおつけください。

- 1 施設長
- 2 ケースワーカー
- 3 家庭支援専門相談員
- 4 主任・婦長
- 5 看護婦
- 6 保育士
- 7 その他(具体的に)

2) 入所の際に、苦情の窓口があることを保護者に伝えてありますか。(○印)

- 1 伝えている
- 2 伝えていない

3. 乳児院の中に、保護者からの「苦情解決委員会(仮称)」を設置していますか。(○印)

- 1 設置している
- 2 設置していない

「設置している」に○印をつけた場合には、以下にお答えください。

1) そのメンバーはどのような職種で構成されていますか。(○印)(複数回答可)

- 1 施設長
- 2 ケースワーカー
- 3 家庭支援専門相談員
- 4 主任・婦長
- 5 心理職
- 6 看護婦
- 7 保育士
- 8 その他(具体的に)

2) 乳児院以外の第三者をその構成メンバーに加えていますか。(○印)

- 1 いる
- 2 いない

3) 第三者を加えている場合、その職種をお答えください。(○印)(複数回答可)

- 1 民生委員
- 2 主任児童委員
- 3 児童相談所職員
- 4 社協職員
- 5 市福祉事務所職員
- 6 その他(具体的に)

4. 強引な引き取り要求が保護者から出された場合、どうされますか。(○印) (複数回答可)

- 1 引き取りに向けた条件を提示し、それが実行されれば児童相談所の了解のもとに引き取りを認める。
- 2 強引に引き取りを強行しようとした場合には、児童相談所に連絡するとともに、警察に連絡して子どもの保護を優先する。
- 3 強引な引き取りに対しては、児童相談所に連絡し、児童相談所にまかせる。
- 4 その他 (具体的に)

5. その他、苦情解決について乳児院で行っていることがあれば、具体的にご記入ください。

〔子どもの権利擁護〕

1. 親や家族との面会についてお答えください。

1) 面会日は (○印) 1 きまっている 2 いつでも可

2) 面会時間は (○印) 1 きまっている 2 いつでも可
面会時間がきまっている場合
午前 (時 分) ~ (時 分)
午後 (時 分) ~ (時 分)

3) 入院児のきょうだいの面会は制限していますか。(○印)

- 1 制限している (具体的に年齢等)
- 2 制限していない

4) 面会はどこでしますか。(複数回答可) (○印)

- 1 面会室 2 ロビー 3 廊下 4 居室 5 園庭
- 6 プレイルーム 7 その他 ()

5) 面会時に主に対応するのはだれですか。(○印)

- 1 施設長 2 家庭支援専門相談員 3 婦長
- 4 主任保育士 5 受け持ち保育者
- 6 その他 ()

6) 保護者との面会を制限する場合がありますか。(○印)

- 1 ある 2 ない

「ある」に○印をつけた場合、その理由を具体的にお書きください。

2. 保護者との面会や外出、外泊についてお答え下さい。

1) 面会や外出、外泊についての判断をおこなう場合、児童相談所と連絡協議をおこなっていますか。(○印・複数回答可)

- 1 該当する全ケースについて、そのつど連絡協議をおこなっている。
- 2 保護者の虐待が心配されるケースや、強引な「引き取り」になるおそれがある場合にはしている。
- 3 児童相談所をまじえてケースカンファレンス等で判断、決定することがある。
- 4 児童相談所から特別な指示がない限り、施設側の判断で決定している。
- 5 その他 (具体的に)

2) 保護者との「面会」や「外出」「外泊」についての判断は、誰がどのような方法で行っていますか。下の回答欄の該当するそれぞれの項目に○印 (複数回答可) をおつけください。

[項目番号の内容]

- 1 担当職員が判断し、決定する。
- 2 担当職員が判断し、施設長あるいは主任等と協議して決定する。

- 3 児童相談所をまじえたケースカンファレンス（ケース会議）で判断、決定する場合がある。
- 4 職員会議で判断し、決定する場合がある。
- 5 その他

3) 保護者との外出を制限する場合がありますか。(○印)

- 1 ある 2 ない

「ある」に○印をつけた場合、その理由を具体的にお書きください。

4) 保護者との外泊を制限する場合がありますか。(○印)

- 1 ある 2 ない

「ある」に○印をつけた場合、その理由を具体的にお書きください。

3. 子どもの安全がおびやかされる恐れのある面会、外出、外泊について、該当する項目に○印をおつけください。

1) 面会・外出・外泊を乳児院として一切認めないケースが増加している

- 1 はい 2 いいえ

2) 面会を認めても外出・外泊は認めないケースが増加している

- 1 はい 2 いいえ

3) 面会・外出は認めたが、外泊を認めないケースが増加している

- 1 はい 2 いいえ

4) 面会・外出・外泊をすすめても、応じないケースが増加している

- 1 はい 2 いいえ

4. 親が強引な「引き取り要求」をした事例がありますか。最近1年間についてお答え下さい。

1) 過去1年間にそのような事例が

- 1 あった 2 なかった

2) 乳児院の職員が身の危険を感じたことがありますか。(○印)

- 1 頻繁にある 2 たまにある 2 ない

3) そのような保護者の電話や来所などによって、業務に支障が出たことがありますか。(○印)

- 1 頻繁にある 2 たまにある 2 ない

4) 強引な引き取り要求に対して、警察に連絡して警察官の派遣等を依頼したことがありますか。(○印)

- 1 ある 2 ない

5. 強引な引き取り要求に関して、該当する項目に○印をおつけください。

1) 引き取りの是非は、児童相談所の業務なので児童相談所と交渉するようによければよい。

- 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない

2) 27条1項3号（保護者の同意入所）の場合には、子どもへの危険がないと判断されれば、引き取りもやむを得ない。

- 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない

3) 時間をかけて面接し、現時点では子どもを引き取ることはできないことを納得してもらうことは、乳児院の業務である。

- 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない

6. 「子どもの権利擁護委員会」など外部機関・団体による権利擁護システムについての意見をお聞かせ下さい。

1) この種の権利擁護システムは告発型になりやすく問題がある。(○印)

- 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない

2) この種の権利擁護システムに現場の職員が参加する必要がある。(○印)

- 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない

3) この種の権利擁護システムの存在は、いい意味で現場に緊張感をもたらすので充実させていくのがよい。(○印)

- 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない

4) この種の権利擁護システムは、どのような形態で設置されることがのぞましいですか。(○印)

- 1 行政内部組織
2 民間組織
3 行政が設置した第三者的組織
4 どのような形態でも不必要である

6. 乳児院に子どもの権利を擁護する委員会を設置することについてどうお考えですか。該当するものに○をつけてください。

- 1 すでに設置し活動している
その構成メンバーを具体的にお書きください。[]
2 設置には賛成であるが、まだ検討は始めている
3 設置には賛成であるが、現状では困難である
4 設置には反対である

7. 大人との安定した関係が保持できるように配慮していますか。(○印)

- 1 はい 2 いいえ

「はい」に○印をつけた場合、以下にお答えください。

- 1) どのような方法を行っていますか。(○印)(複数回答可)
1 担当制(受け持ち制) 2 精神里親(ボランティア)
3 その他(具体的に)
- 2) その内容についてお答えください。(○印)(複数回答可)
1 個別(1対1)の時間を乳児院内で持つ
2 お泊まりをする
3 買い物などに連れていく
4 その他(具体的に)

8. 虐待児など、著しく行動や情緒に障害がみられる場合、治療的な配慮をしていますか。(○印)

- 1 している 2 していない

「している」に回答した場合、その内容についてお答えください。(○印)(複数回答可)

- 1 特別に手をかける 2 専門医を受診する
3 心理療法を受ける 4 その他(具体的に)

10. 子どもがいうことをきかず、大声で泣き叫んでいるときの受けとめ方について自分のみならず他の保育者の対応を含めてお答えください。

- 1) 大声でどなって叱る(○印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対がない

2) 子どもを叩いてしつけることがある (○印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対がない

3) 廊下に出したり小部屋に閉じ込めるなどして叱ることがある (○印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対がない

4) 強引に引きずるようにして連れていくことがある (○印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対がない

5) 泣きやむまで待つ (○印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対がない

11. 子どもへ語りかける言葉づかいに配慮していますか。自分のみならず他の保育者の言葉づかいを含めてお答えください。

1) 保育者が子どもに乱暴なことばを使うことがありますか。(○印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対がない

2) 保育者が子どもをけなすことばを使うことがありますか。(○印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対がない

3) 子どもがわかるように話をしていますか。(○印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対がない

4) 親のことを子どもの前で話してしまう (○印)

- 1 よく話してしまう 2 たまに話してしまう
3 めったに話さない 4 絶対に話さない

12. 授乳のしかたについて、自分のみならず他の保育者の授乳方法を含めてお答えください。(○印)

- 1 必ず抱いて飲ませる
2 ときどき抱いて飲ませる
3 抱いて飲ませることは殆どない

13. 保護者が乳児院に面会等に来たときの挨拶について、自分のみならず他の保育者を含めてお答えください。(○印)

- 1 気がついた保育者が、必ず気持ちよく「こんにちは」と挨拶していることが多い
2 声をかけられてから、あいさつすることが多い
3 仕事に追われて、挨拶しないままのことが多い

14. 子どもの権利を擁護するために、乳児院として努力していることがあれば、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。